

# 東かがわ市都市計画マスタープラン

(概要版)



令和8年3月

# 1. 都市計画マスタープランの概要

## 1.1. 都市計画とは

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために策定される計画で、「土地利用」、「都市施設の整備」、「市街地開発事業」に関する計画を総合的・一体的に定めることにより、市民が「安全で、住みやすく、働きやすい都市」を目指して策定するものです。

私たちが東かがわ市（以下「本市」という。）で安心して快適に生活し、地域で学び、仕事などをするためには、閑静な住宅地やにぎわいのある商業地域、憩いの場となる公園・緑地、生活や経済に欠かせない道路など、必要な施設を計画的に整備していく必要があります。

「計画的な整備」を進めるためには、土地の使い方や建物の建て方のルール、道路や公園、下水道など都市の骨組みとなる都市施設の整備に関するルールなど、まちづくりに必要な多くのことを、それぞれの関係などを考えながら決める必要があります。この「計画的な整備」を円滑に進めるためのルールが都市計画です。



都市計画は、都市計画法に基づいて策定されます。

都市計画法は、都市計画を実現するために都市計画の内容及びその手続、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項を定めています

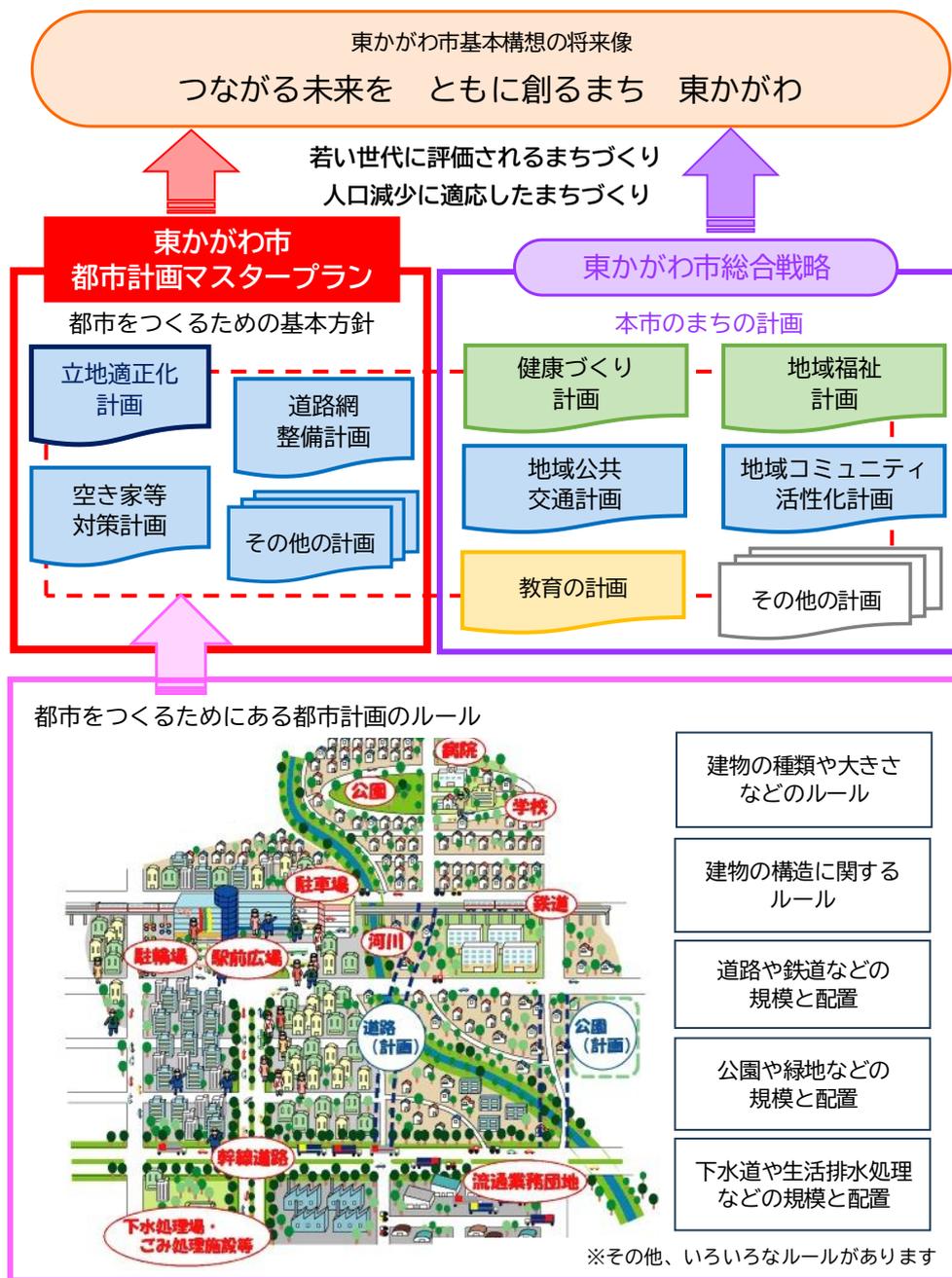
## 1.2. 都市計画区域とは

都市計画の適用を受ける範囲を「都市計画区域」といいます。

本市では、市の面積 15,286ha の約 14%にあたる 2,110ha が都市計画区域に指定されています。都市計画区域は香川県が指定し、本市は無秩序な市街化の防止や農林業との健全な調和、都市の計画的な発展の誘導を図っています。

### 1.3. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。東かがわ市都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）は、中長期的な視点に立ち、東かがわ市基本構想の将来像を実現するまちづくりの方向性を示す、本市の都市計画の基本方針です。



### 1.4. 東かがわ市都市計画マスタープランの役割

- 総合的な都市づくりの指針

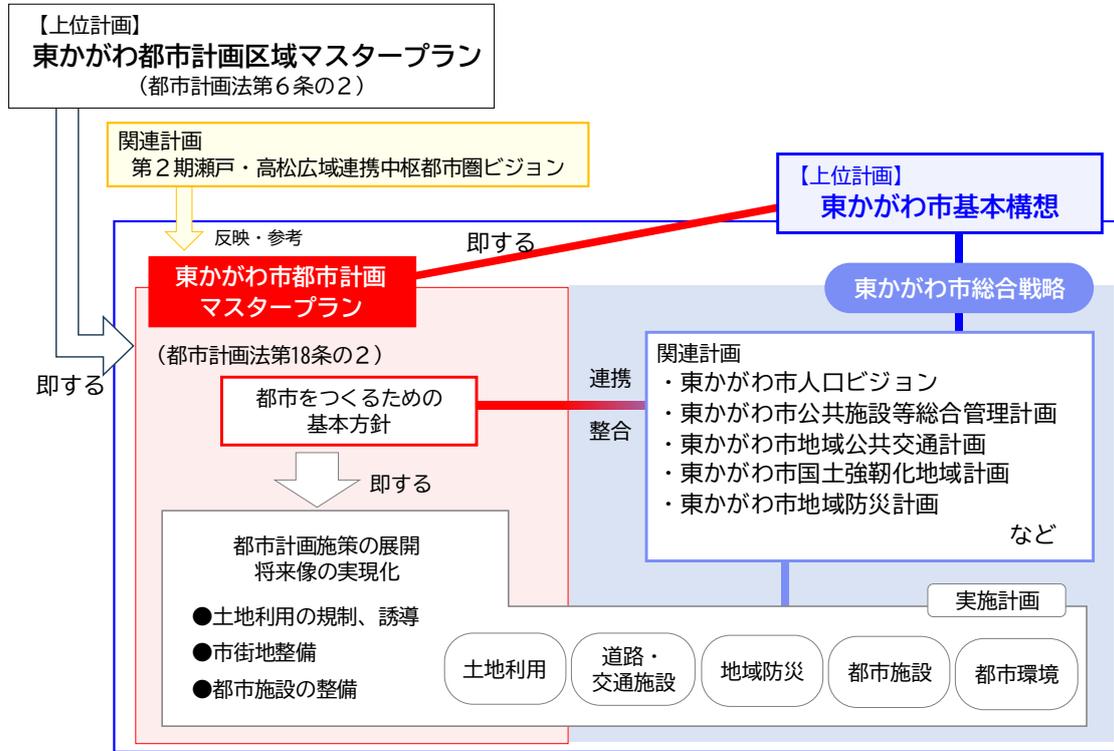
本計画は、東かがわ市基本構想などの上位計画関連等による目指すべき将来像を受け、防災、環境、都市施設など都市計画に関連する各種施策を一体的に捉え、都市づくりを推進するための指針とします

- 個別の都市計画との調整
- 都市計画決定や変更等の指針

## 1.5. 東かがわ市都市計画マスタープランの位置づけ

本計画は、香川県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東かがわ都市計画区域マスタープラン）」や本市の市政運営の指針となる「東かがわ市基本構想」など上位計画に即した都市づくりの将来ビジョンを示すもので、都市計画における本市の最上位計画として位置づけます。

また、東かがわ市公共施設等総合管理計画など本市の各種関連計画との整合を図ります。



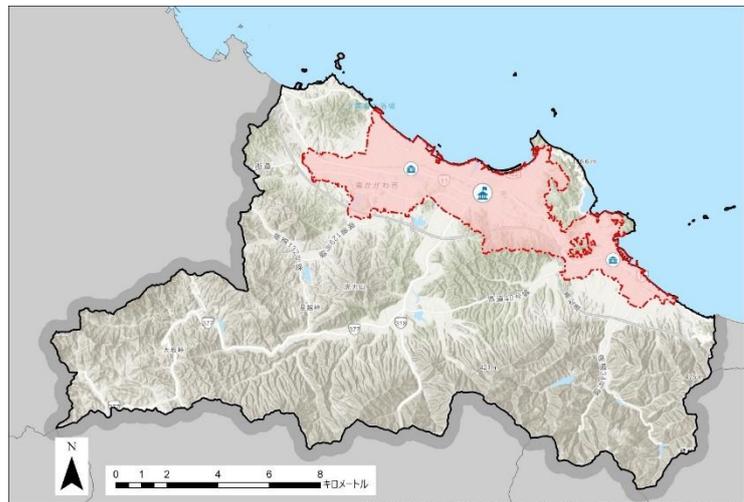
## 1.6. 計画対象区域・目標年次

### ■計画対象区域

本計画は、市域全体の一体的な発展を目指したまちづくりを進めるため、都市計画区域だけでなく、東かがわ市全域を対象区域とします。

### ■目標年次

本計画の基準年は令和8年度（2026年度）とし、長期目標年はおおむね20年後の令和27年度（2045年度）とします。



年度		令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	～令和14年 (2032)	令和15年 (2033)	令和16年 (2034)	～令和23年 (2041)	令和24年 (2042)	令和25年 (2043)	令和26年 (2044)	令和27年 (2045)	令和28年 (2046)
東かがわ市	東かがわ市都市計画マスタープラン								計画期間								
	東かがわ市基本構想								計画期間			次期計画期間					
香川県	東かがわ都市計画区域マスタープラン (R3.5公表)	計画期間															

## 2. 都市づくりの考え方

本計画では、「東かがわ市基本構想」に掲げる将来像を踏まえ、人口減少・少子高齢社会が進展するなかにあって、若い世代に未来をつなげる発展を目指す持続可能な都市構造を示し、その実現に向けた将来都市像と4つの基本目標を設定します。

将来都市像

# いつまでもかがやくまち 東かがわ

### 基本目標1 ひとやしごとを未来につなげる持続可能なまちづくり

- 地場産業や地域資源を生かし、若い世代を含めた様々な主体をつなぎ、地域と産業に好循環を生み出す持続可能な都市づくりを推進します。
- 人口減少に適応したコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進め、人口密度を高めることによる行政サービスの効率化を図り、日々の暮らしやすさを維持し、未来を創造できるまちづくりを実現します。

### 基本目標2 地域のにぎわいが続くまちづくり

- 多様で魅力的な地域資源や美しい自然環境を活用し、地域のにぎわいや発展につながるまちづくりを推進します。

### 基本目標3 安全・安心で災害に強いまちづくり

- 安全な地域への居住誘導や危険性の高い地域の開発抑制など、安全・安心につながる適切な土地利用に誘導するまちづくりを推進します。

### 基本目標4 様々な主体がつながる協働のまちづくり

- 市民、事業者、行政等の様々な主体がそれぞれの分野で主体的に取り組を進めていくための体制づくりなど、協働のまちづくりを推進します。

人口減少に適応した  
コンパクト・プラス・ネットワーク  
のまちづくり

※多核連携型コンパクトシティ  
のイメージ

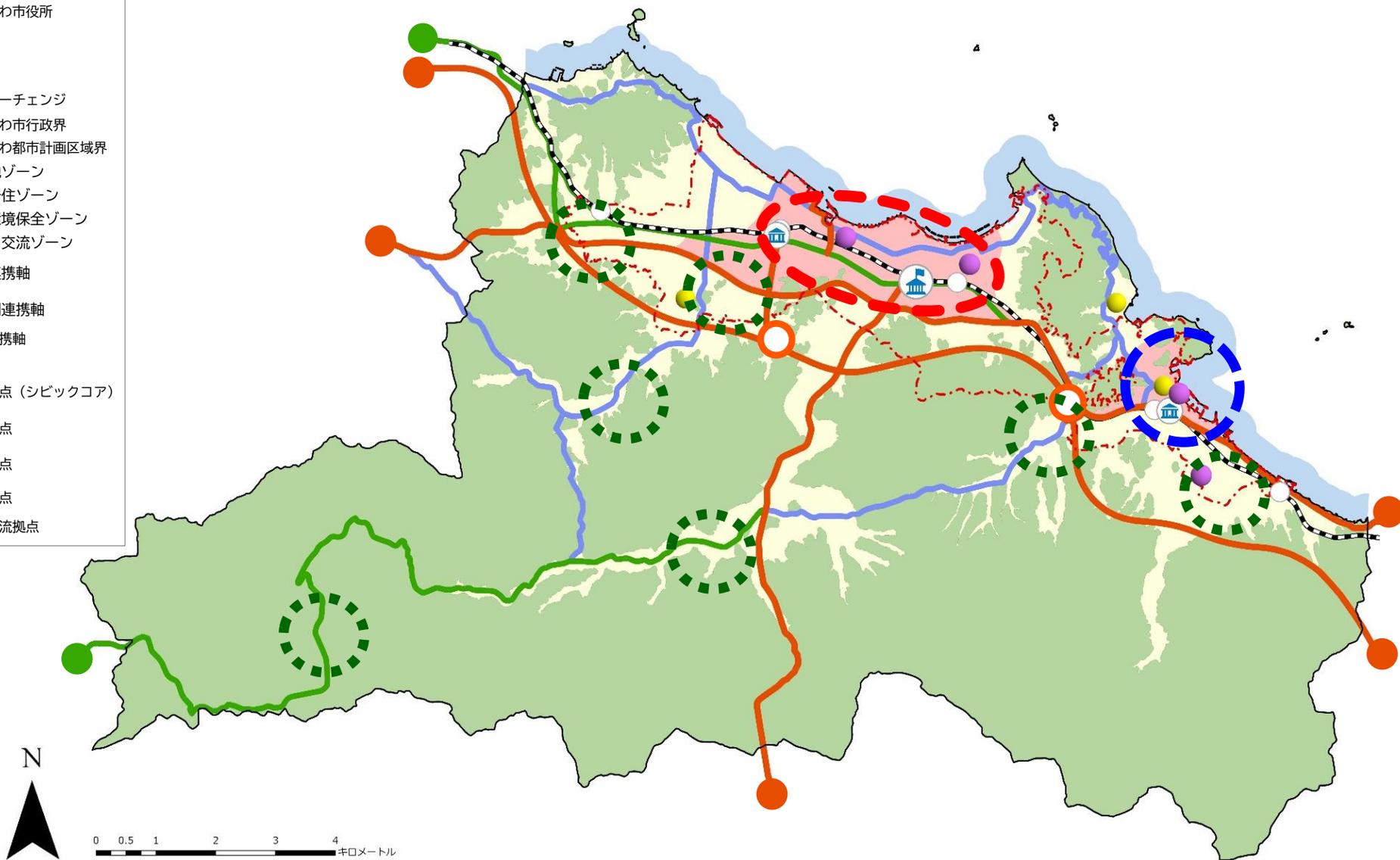


### 3. 将来都市構造

本市は、人口減少社会に適応した持続可能なまちづくりを実現するため、都市づくりの基盤となる将来都市構造を「ゾーン（土地利用の方向性）」、「拠点（機能）」、「連携軸」の3つの要素に区分し、市街地と市内の各集落との連携強化による多核連携型コンパクトシティの形成を推進します。

ゾーン		「市街地ゾーン」は、商業・業務、行政、福祉など快適な日常生活を支える都市機能の集積を図り、中心市街地の居住空間として、都市機能の充実や公共交通の利便性向上などにより、人口密度を高めるゾーンとします。
		市街地ゾーン周辺や中山間地域に広がる農業的土地利用を主とする地域を「田園居住ゾーン」に位置づけます。良好な営農環境の保全を基本とし、既存集落地における居住環境や地域コミュニティの維持・改善を図りながら、周囲の自然環境や営農環境と居住との共生を図ります。
		本市の南部から東部に広がり阿讃山脈に連なる豊かな森林地域を「自然環境保全ゾーン」に位置づけ、緑豊かな自然とその公益的機能（防災機能、水源かん養機能等）を保全し、地域資源を活かした交流促進を図ります。
		瀬戸内海に面した臨海部を「臨海・交流ゾーン」と位置づけ、瀬戸内ジオサイトなど優れた自然環境を保全しつつ、自然と文化が調和した良好な地域資源を活かした交流の場としての活用を推進します。
拠点		中心拠点（シビックコア） 本市のなかで最も人口や行政・商業業務・医療・子育て等の都市機能の集積がみられる三本松駅から東かがわ市役所までに発達した市街地
		地域拠点 徳島・関西からの玄関口として観光交流の中心となる引田
		生活拠点 既に一定の住宅地が形成され、地域コミュニティ活動の拠点的な役割を担う
		産業拠点 産業拠点世界に誇る本市の地場産業や地域雇用の中核となる工業など
		観光交流拠点 地域のにぎわいを創出する地区
連携軸		広域連携軸 高松自動車道、国道11号（引田～鳴門市区間）、国道11号大内白鳥バイパス、国道318号
		都市間連携軸 国道11号（さぬき市～引田区間）、国道377号
		地域連携軸 都市間連携軸を補完し、市内各地域間や拠点を相互に結び連携を担う道路

- 凡例
-  東かがわ市役所
  -  支所
  -  JR駅
  -  インターチェンジ
  -  東かがわ市行政界
  -  東かがわ都市計画区域界
  -  市街地ゾーン
  -  田園居住ゾーン
  -  自然環境保全ゾーン
  -  臨海・交流ゾーン
  -  広域連携軸
  -  都市間連携軸
  -  地域連携軸
  -  鉄道
  -  中心拠点 (シビックコア)
  -  地域拠点
  -  生活拠点
  -  産業拠点
  -  観光交流拠点



将来都市構造図

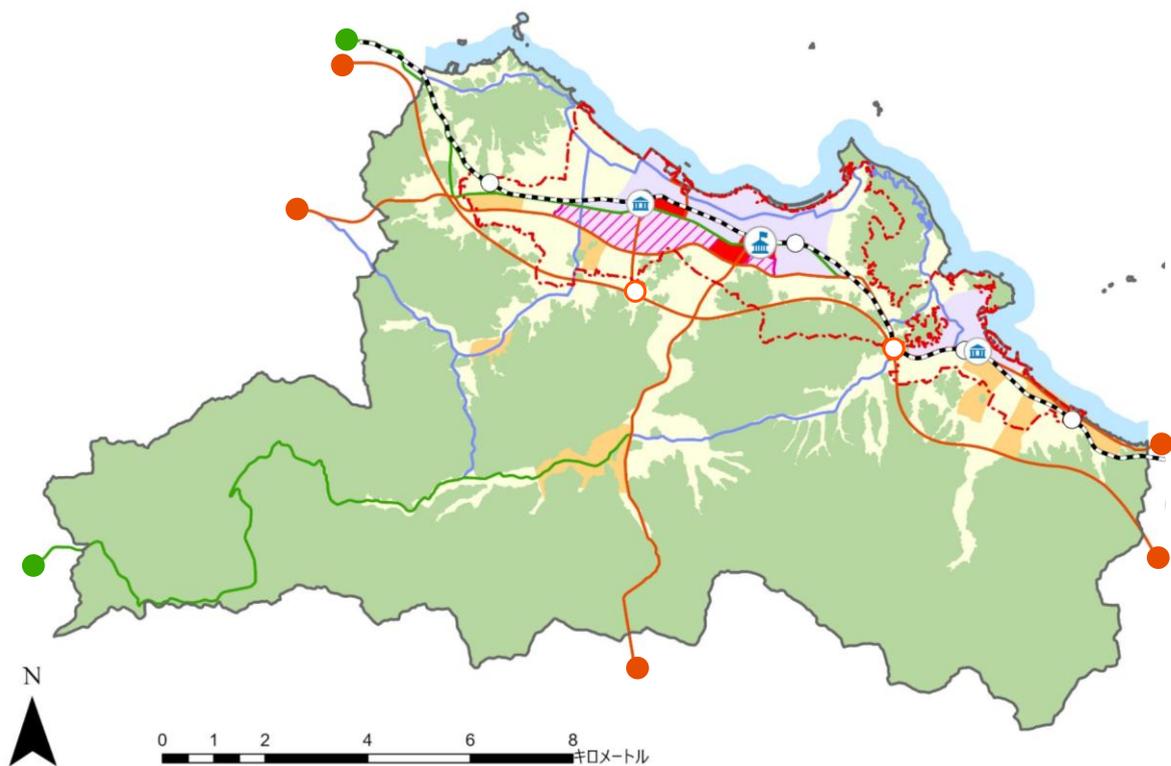
## 4. 分野別まちづくり構想

### 4.1. 土地利用の方針

土地利用の方針は、人口減少社会に適応した将来都市構造として、本市が目指す「多核連携型コンパクトシティ」の実現に向け、道路などこれまでに整備してきた都市基盤等の既存ストックを活用し、無秩序な市街地拡大の抑制に配慮しながら、都市機能の集積や自然環境の保全による調和のとれた土地利用を図り、持続可能なまちづくりを推進します。

#### 整備方針

- 多核連携型コンパクトシティ形成のための土地利用の誘導
- 都市的土地利用の区分
- 未利用地の利活用促進
- 自然的土地利用の区分



#### 凡例

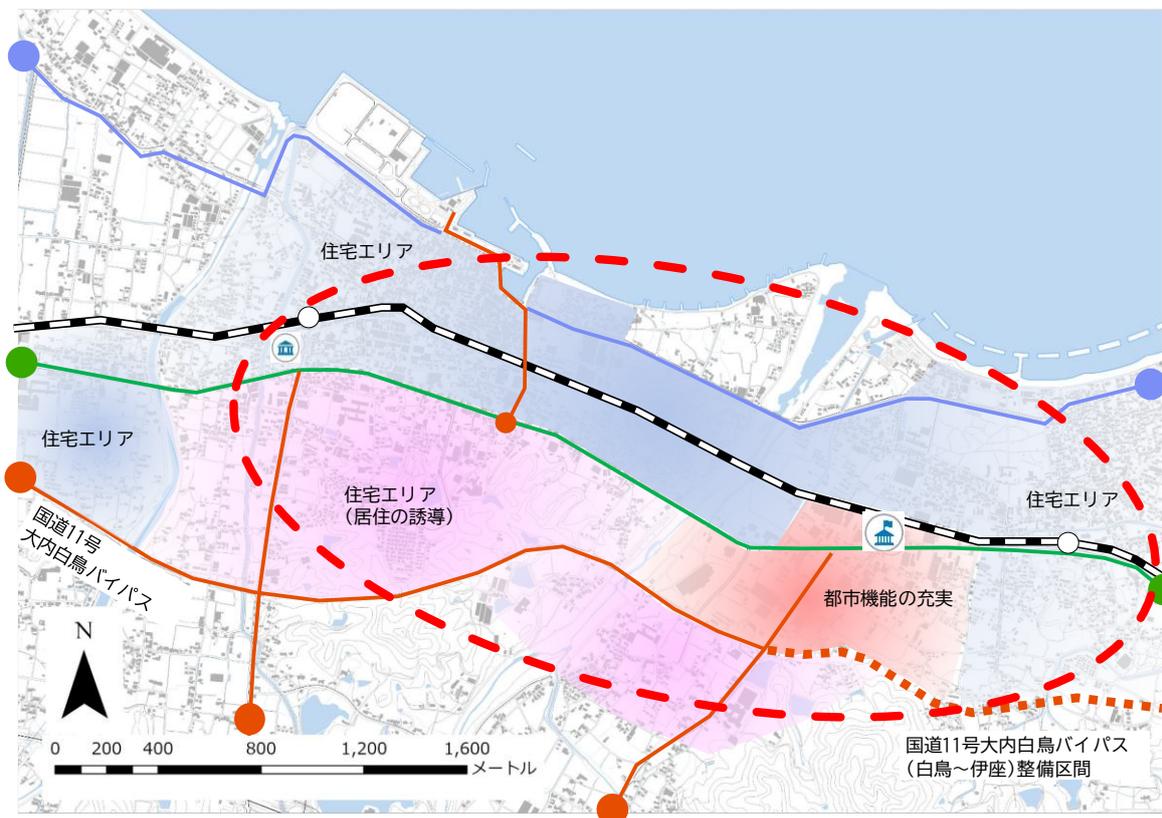
- |             |         |          |
|-------------|---------|----------|
| 東かがわ市役所     | 商業・業務地区 | 島しょ・海岸地区 |
| 支所          | 優先居住地区  | 広域連携軸    |
| JR駅         | 地域住宅地区  | 都市間連携軸   |
| インターチェンジ    | 田園居住地区  | 地域連携軸    |
| 東かがわ市行政界    | 田園保全地区  | 鉄道       |
| 東かがわ都市計画区域界 | 中山間森林地区 |          |

## 4.2. 市街地整備の方針

本市は、既成市街地において、利便性の高い生活に必要な都市機能の充実や居住の誘導を推進するとともに、計画的な市街地の整備を図ります。特に、住宅が密集する地区では、老朽化した建築物の建替えや空き家の利活用、狭あい道路の解消等を進め、安全・安心な歩行空間の整備を図ります。

### 整備方針

- 中心市街地における都市機能の充実と居住の誘導
- 国道11号大内白鳥バイパス周辺地域への産業拠点の誘導
- 良好な住宅・宅地の供給
- 自然災害リスクの低減



#### 凡例

- |         |               |       |
|---------|---------------|-------|
| 東かがわ市役所 | 中心拠点 (シビックコア) | 地域連携軸 |
| 支所      | 広域連携軸         | 鉄道    |
| JR駅     | 都市間連携軸        |       |

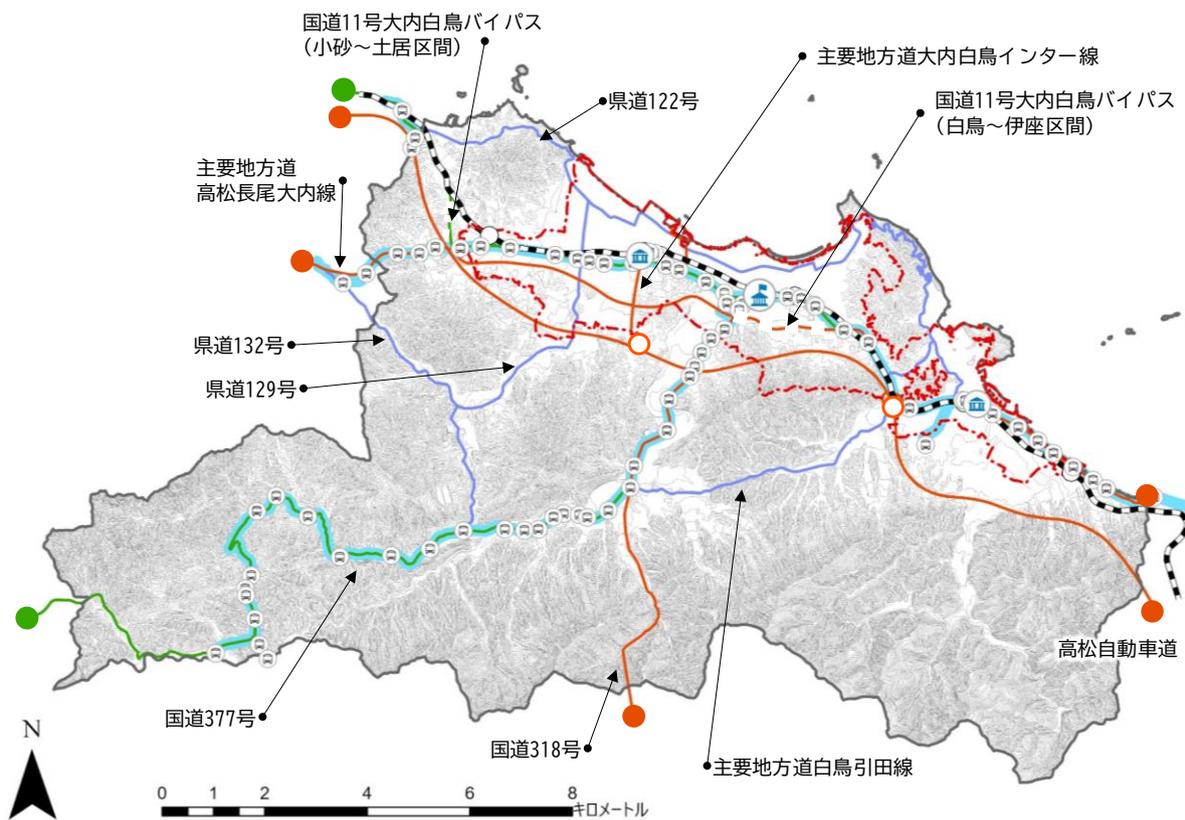
### 4.3. 道路・交通施設の方針

円滑な移動を可能にする都市交通網は、人・物の交流を促進し、地域活力の創出、産業の活性化、観光交流の促進、災害時の避難経路など多様な機能を担う重要な都市基盤です。

また、将来都市構造を踏まえ、コンパクト・プラス・ネットワークの観点から、中心市街地と拠点間をつなぐ幹線道路網の整備など、交通需要に対応した計画的な道路網の整備を推進します。

#### 整備方針

- 人・物・サービスのつながりを支える交通施設の整備
- 道路網の整備
- 歩行者環境の整備
- 公共交通網の整備
- 交流・流通を支える交通施設の整備
- 港湾・漁港の整備



#### 凡例

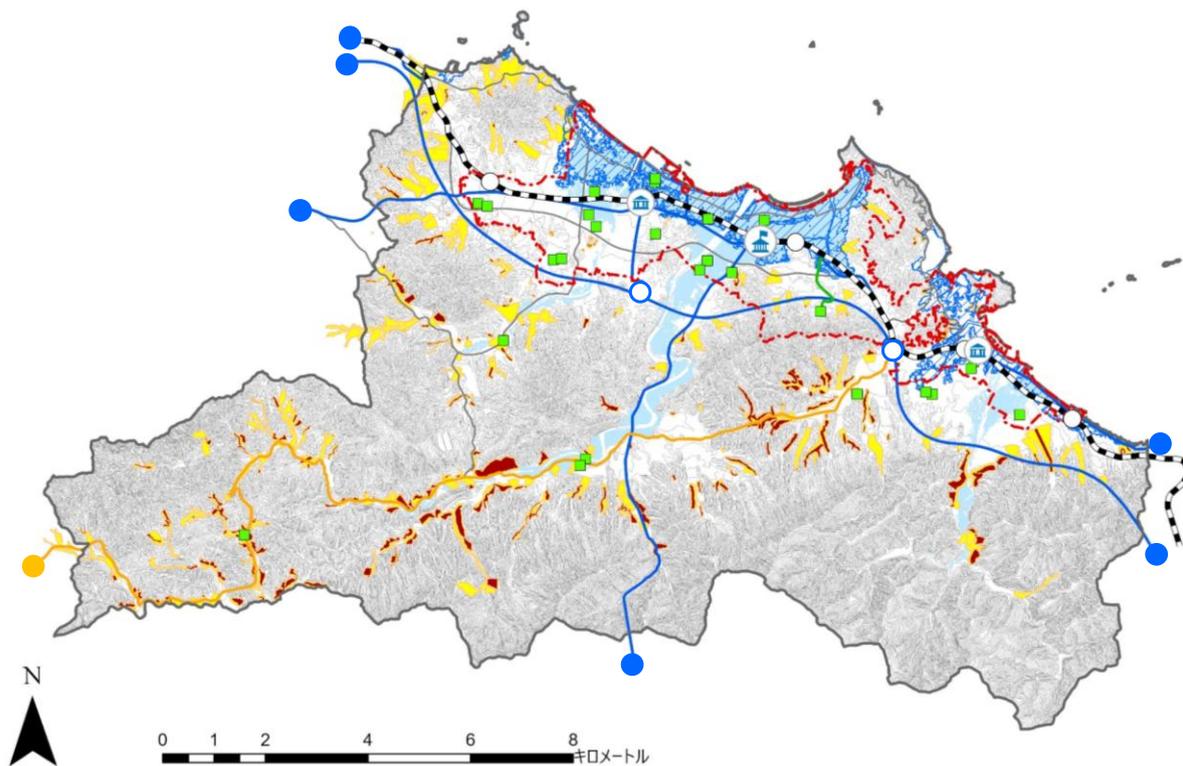
- |          |             |      |
|----------|-------------|------|
| 東かがわ市役所  | 東かがわ市行政界    | バス路線 |
| 支所       | 東かがわ都市計画区域界 | 鉄道   |
| JR駅      | 広域連携軸       |      |
| バス停留所    | 都市間連携軸      |      |
| インターチェンジ | 地域連携軸       |      |

#### 4.4. 都市防災の方針

本市では、頻発化・激甚化する自然災害や今後発生が予測される南海トラフ地震などに備え、令和5年4月に改定した「東かがわ市国土強靱化地域計画」や「東かがわ市地域防災計画」、「東かがわ市建築物耐震改修促進計画」等に基づき、災害に強い都市構造を形成することにより、日々の暮らしから安全・安心を実感できる都市づくりを推進します。

##### 整備方針

- 総合的な地域防災対策の推進
- 災害リスクを低減するための居住等の適正な立地誘導
- 地震、火災に強いまちづくりの推進
- 津波、高潮対策
- 洪水、内水対策
- 土砂災害対策
- ため池災害対策
- 災害廃棄物仮置き場の検討
- 防災・防犯意識の高揚
- 復興事前準備の取組の促進



##### 凡例

- |          |                |           |
|----------|----------------|-----------|
| 東かがわ市役所  | 東かがわ市行政界       | 第一次緊急輸送道路 |
| 支所       | 東かがわ都市計画区域界    | 第二次緊急輸送道路 |
| JR駅      | 洪水浸水想定区域(最大規模) | 第三次緊急輸送道路 |
| インターチェンジ | 高潮浸水想定区域(最大規模) | その他道路網    |
| 指定避難所    | 土砂災害特別警戒区域     | 鉄道        |
|          | 土砂災害警戒区域       |           |

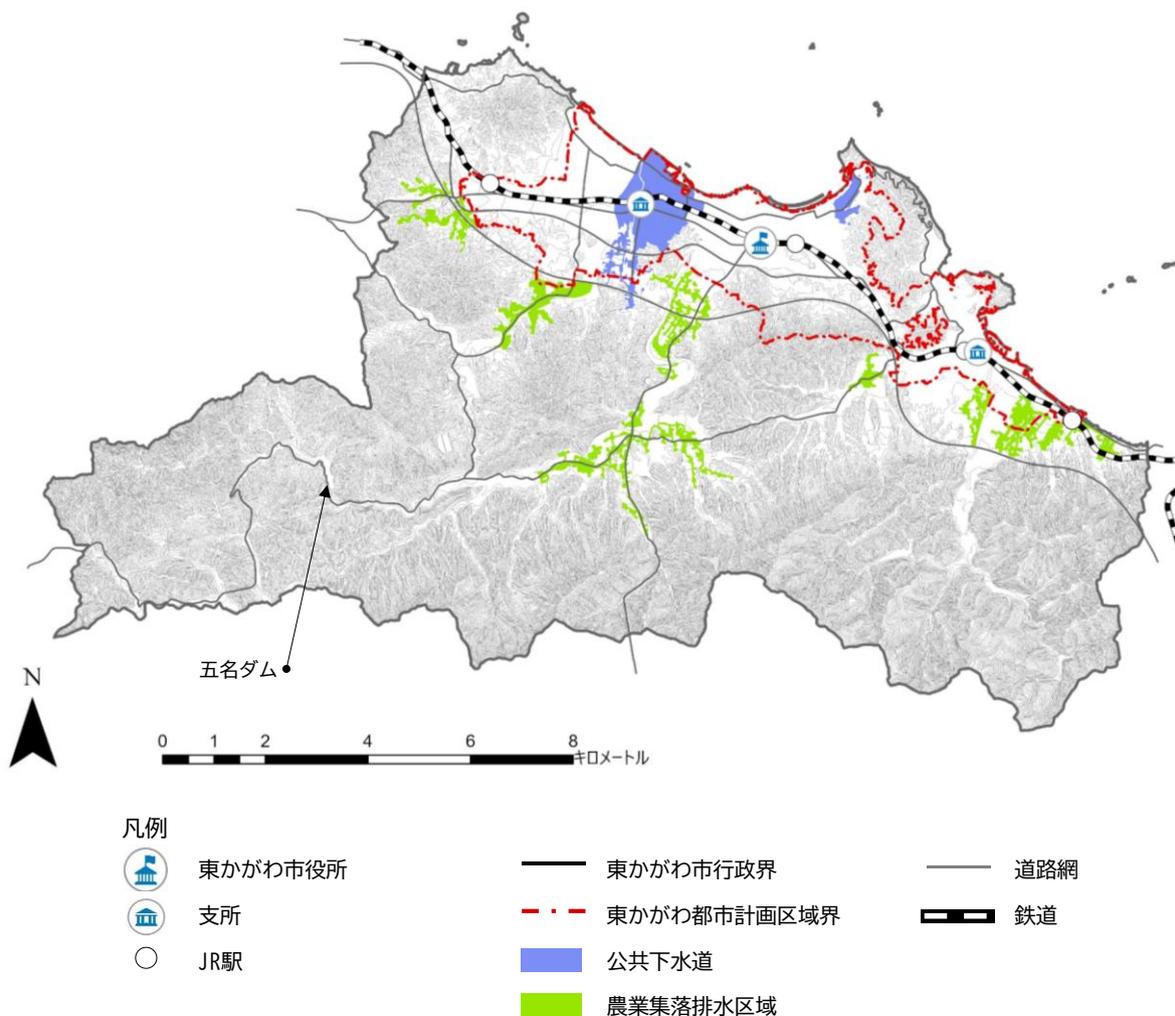
#### 4.5. 供給施設・生活排水処理施設整備の方針

供給施設（上水道）及び生活排水処理施設（下水道等）は、快適な生活環境を実現するためには必要不可欠な施設です。また、生活排水処理施設は、河川や公共海域等の水質保全、大雨時における浸水被害の軽減など総合的で多面的な機能を有するとともに、水域に生息する魚類・動植物など生態系を保全するためにも重要な役割を担っています。

安定的な水道水の供給及び快適な生活環境を実現するため、計画的な生活排水処理事業を推進します。

##### 整備方針

- 供給施設（上水道）
- 生活排水処理施設（下水道等）
- 渇水対策



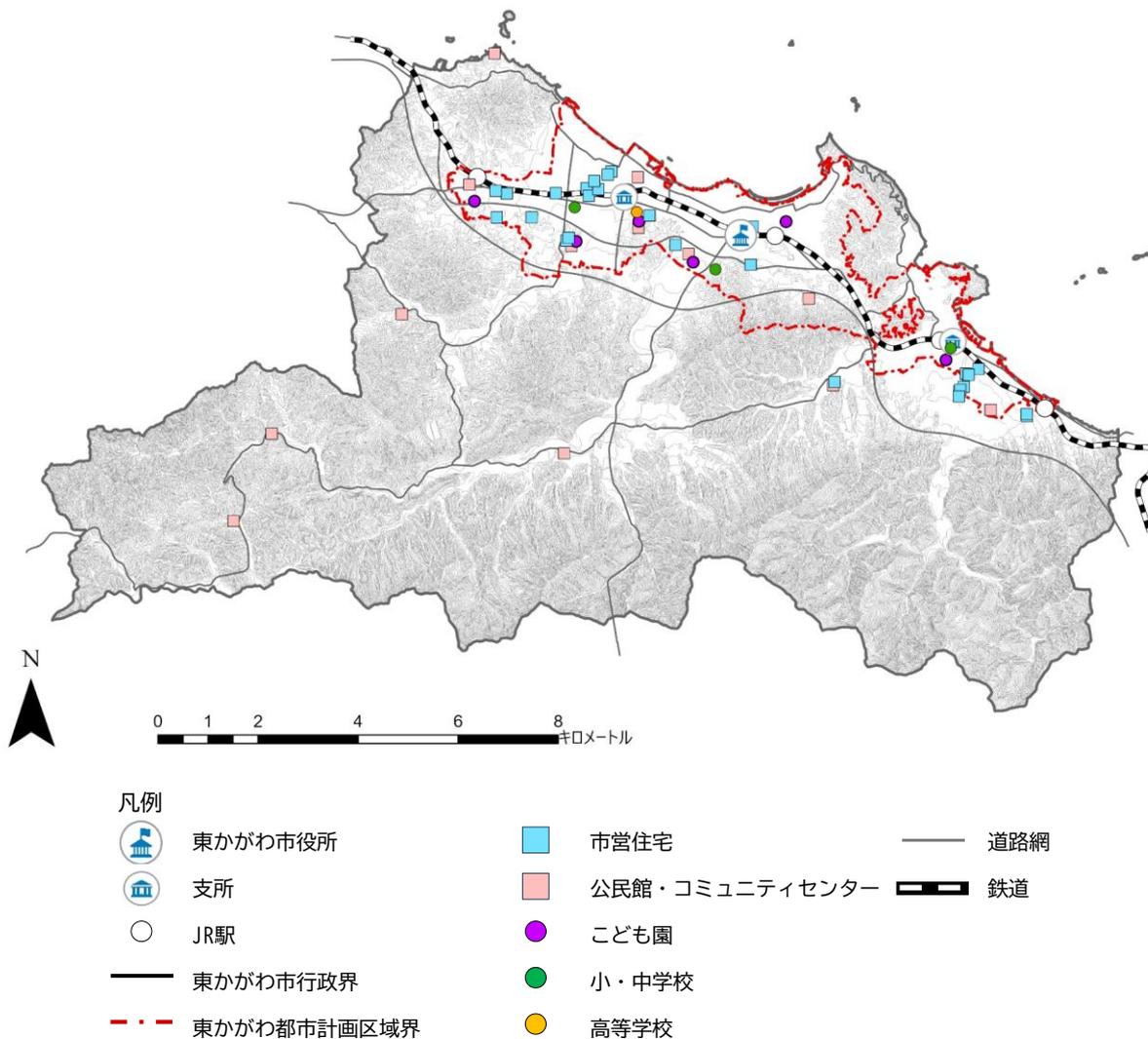
#### 4.6. その他公共施設整備の方針

本市では、厳しい財政状況や更なる人口減少が続き、公共施設等の利用需要の低下が予想されるなか、「東かがわ市公共施設等総合管理計画」に基づき、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行い、市有施設等の適正配置や適正管理を進めてきました。

今後も、更なる財政負担の軽減を実現し、効率的で安全・安心なまちづくりを推進します。

##### 整備方針

- 市営住宅
- 子育て支援施設
- 学校教育施設
- 環境衛生施設
- 社会教育・社会体育施設
- その他の施設



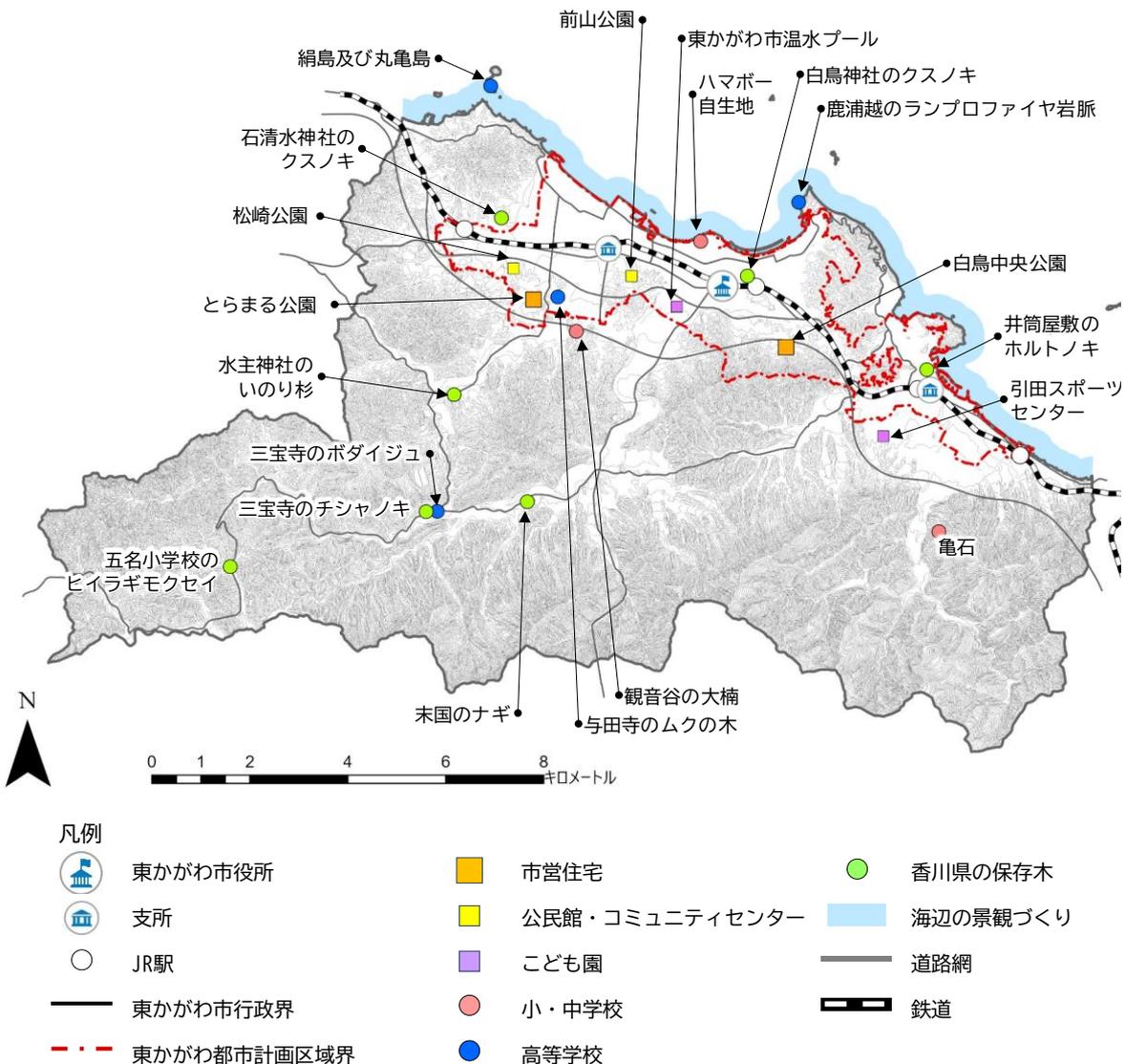
## 4.7. 都市環境・景観形成の方針

良好な景観は、美しく个性的でワクワクするまちづくりと、潤いのある豊かな生活環境の創造には不可欠なものであり、現在及び将来における市民共通の財産です。

本市は、瀬戸内海の播磨灘と阿讃山脈に囲まれた豊かな自然環境、伝統産業が息づくレトロなまち並み、農山漁村の景観など優れた景観資源に恵まれており、市民がふるさとの自然・伝統・文化・歴史に触れることで地域を思う気持ちを醸成し、愛着を抱くことができるまちづくりを推進します。

### 整備方針

- 地域の伝統・文化・歴史を生かした景観の保全・継承
- 魅力ある親水空間の保全と活用
- 市民の憩いと暮らしの充実につながる地域づくり
- 安全・安心につながる都市づくり
- 環境に配慮した都市づくり



#### 4.8. 地域コミュニティ活性化の方針

本市では、おおむね旧小学校区を単位としたコミュニティが形成され、古くから地域住民との暮らしや交流を支えてきた日常生活圏域が存在し、コミュニティ活動が行われてきました。しかし、人口減少や少子高齢化の影響により、地域コミュニティの希薄化やコミュニティ活動の維持困難等が進んでおり、地域で支え合う力が低下しています。

本市が目指す「つながる未来」を実現するためには、東かがわ市で「つながる」子どもから高齢者にいたるまでのあらゆる世代の人たちの交流が図られ、豊かなつながりにより、さまざまな活動がより活発に行われるようコミュニティ機能の維持・活性化を図ります。

##### 整備方針

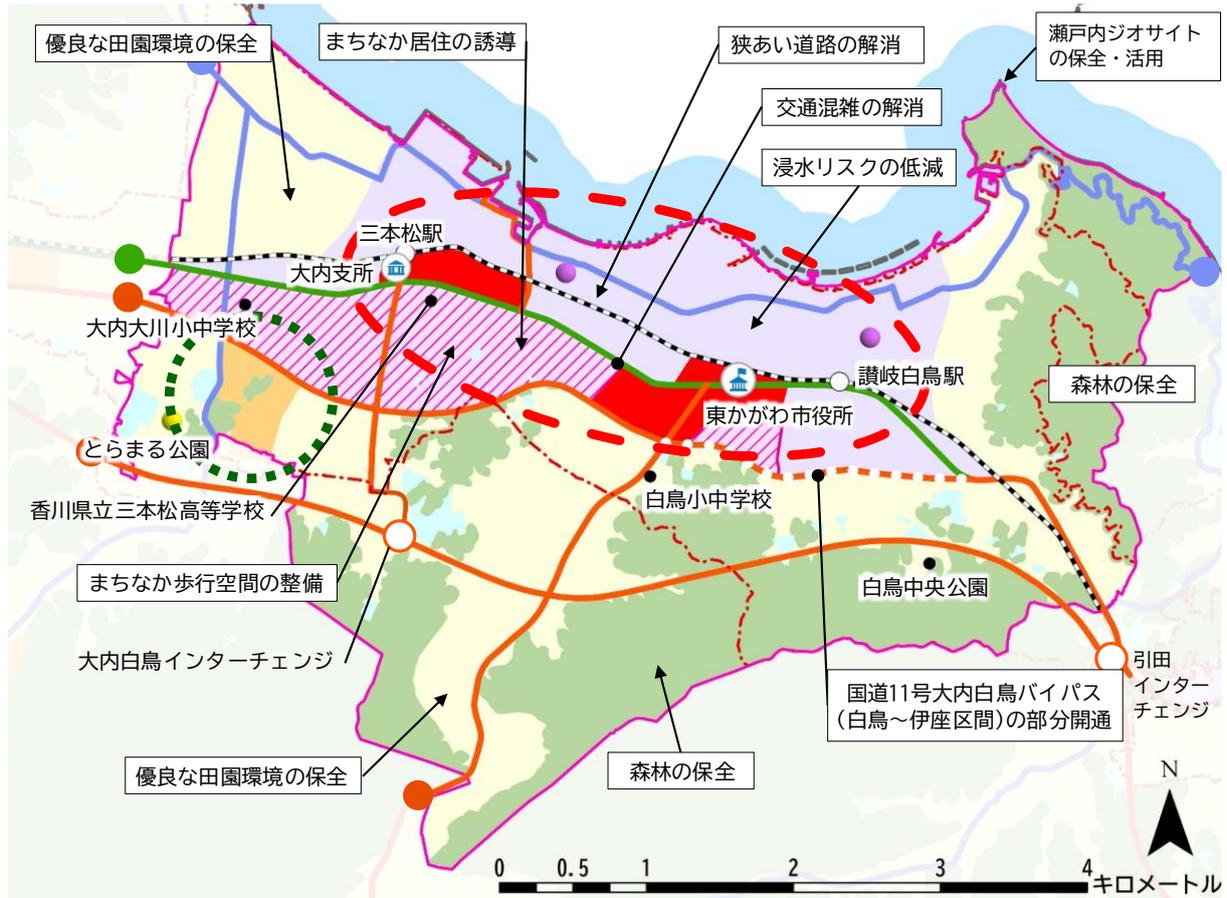
- 地域コミュニティの活性化
- まちづくり活動の拠点形成
- 拠点施設の機能維持
- 市民との協働による農山村環境の保全



# 5. 地域別まちづくり構想

## 5.1. 中心地域

将来像  
にぎわいと活力を未来につなぐ 持続可能なまち



- 凡例
- |             |         |          |
|-------------|---------|----------|
| シビックコア      | 商業・業務地区 | 島しょ・海岸地区 |
| 生活拠点        | 優先居住地区  | 水域       |
| 産業拠点        | 地域住宅地区  | 広域連携軸    |
| 観光交流拠点      | 田園居住地区  | 都市間連携軸   |
| 東かがわ市行政界    | 田園保全地区  | 地域連携軸    |
| 東かがわ都市計画区域界 | 中山間森林地区 | 鉄道       |

## 5.2. 引田地域

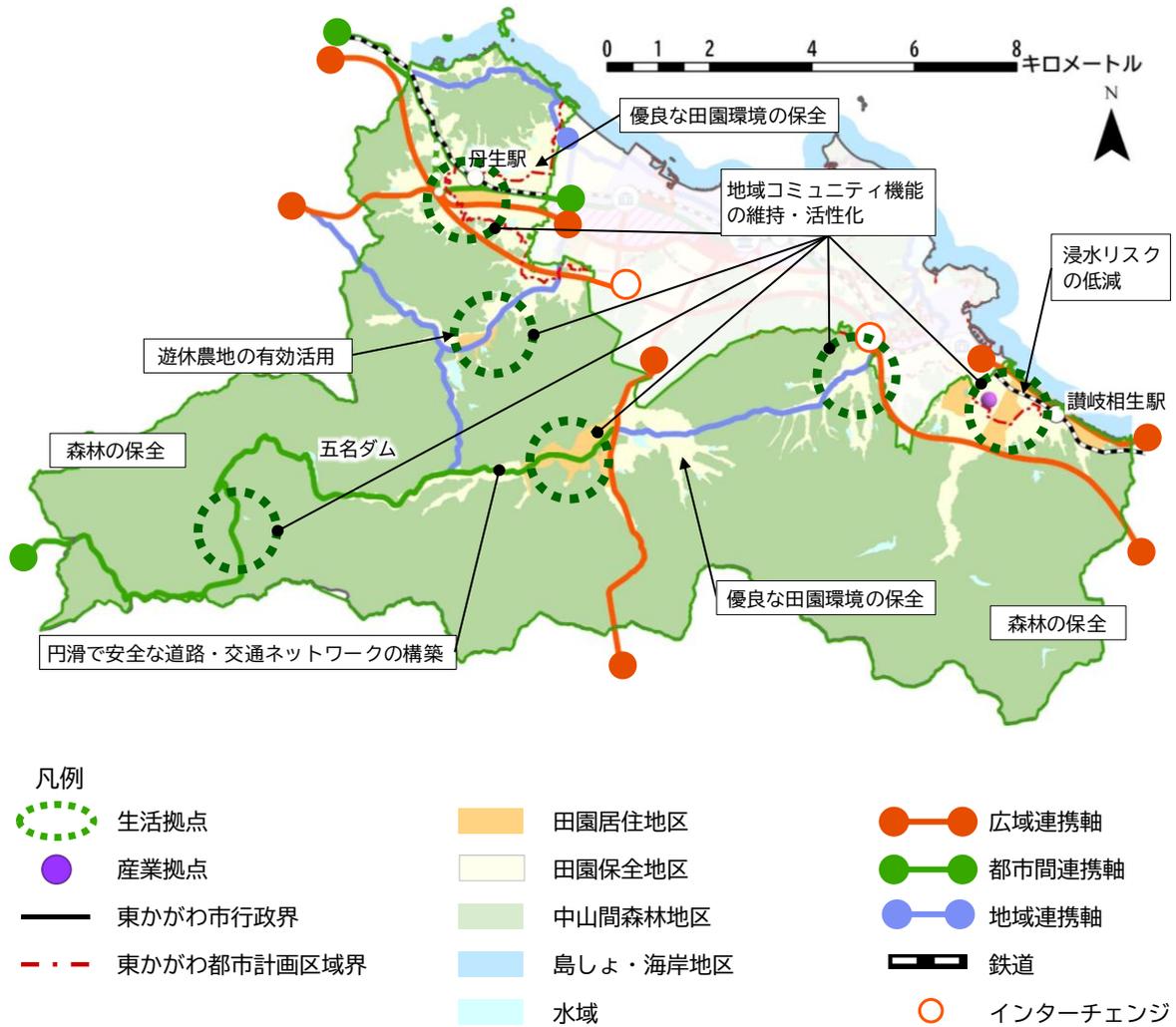
引田地域の将来像  
**地域がにぎわい、居住と観光が共存するまち**



- 凡例
- |   |  |   |
|---|--|---|
|  地域拠点        |  地域住宅地区   |  水域    |
|  産業拠点        |  田園居住地区   |  広域連携軸 |
|  観光交流拠点      |  田園保全地区   |  地域連携軸 |
|  東かがわ市行政界    |  中山間森林地区  |  鉄道    |
|  東かがわ都市計画区域界 |  島しょ・海岸地区 |   |

### 5.3. 郊外地域

## 郊外地域の将来像 豊かな自然と文化がつなぐ ふる里のまち



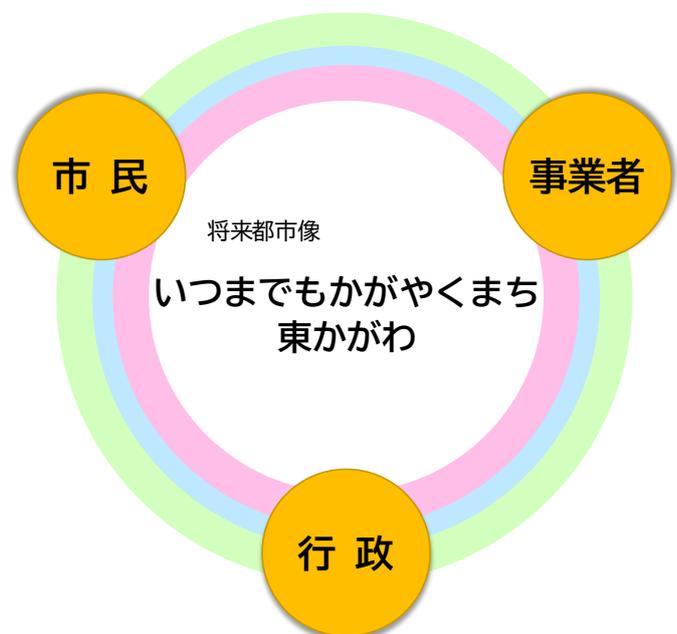
## 6. 実現化に向けて

### 6.1. まちづくりの基本姿勢

- 未来につながる持続可能なまちづくりの推進  
本計画における施策・事業等については、市民ニーズを踏まえ、重要度や優先度、事業効果、財政負担などさまざまな観点から検討を行うとともに、市民・地域・事業者と行政など東かがわ市でつながる多様な主体の協働のもと、分野横断的かつ総合的なまちづくりを推進します。
- 庁内各部署の横断的な連携  
計画に示す「持続可能なまちづくり」は、都市計画だけでなく、農林漁業、商工業、福祉、環境、防災、防犯、交通安全などさまざまな分野に、横断的かつ一体的な取組が求められることから、必要に応じて庁内関係部署による検討会議を設置し、情報共有や連携を図りながら、より総合的・効果的に施策や事業等を推進します。
- 効率的なまちづくりの推進  
コンパクトで暮らしやすいまちの実現に向けて、これまでに整備されてきた都市施設を適切に維持・活用する既存ストック活用の視点を持ち、本計画に示す土地利用の方針に基づいた適正な居住や都市機能の集積と配置を行い、効率的なまちづくりを推進します。

### 6.2. 協働によるまちづくりの推進

- 市民の役割  
市民は、まちづくりの主体としての自覚を持ち、地域の魅力向上につながる身近なコミュニティ活動や地域の社会的課題の解決にむけたボランティア活動、互助等に積極的かつ主体的に参加することが望まれます。
- 事業者の役割  
事業者は、それぞれの事業活動が地域のまちづくりに直接的・間接的に影響を与えることを理解し、計画の実現に向けて、市民や行政との連携・協力を図り、地域のにぎわい創出や魅力向上に向けた活動に取り組みます。
- 行政の役割  
行政は、持続可能なまちづくりの実現に向けて、本計画の考え方やまちづくり施策・事業に関する情報を東かがわ市公式アプリ等の活用により積極的な情報発信を行い、市民・事業者等に対してまちづくりへの関心と参加意識の高揚を図ります。  
また、都市計画の決定・変更など具体的な施策・事業の展開にあたっては、十分な説明責任を



果たすとともに、市民参加の機会を充実し、市民ニーズを踏まえた取組を進めます。

### 6.3. まちづくりの推進と見直し

- まちづくりに関する制度・事業手法等の活用

本計画は、おおむね 20 年後の都市の将来像を示す長期的な視点に立った計画であり、社会経済情勢の変化等に対応しながら、将来像の実現に向けて、本計画に掲げるさまざまな施策・事業等の着実な展開を図ります。

本計画の推進にあたっては、関係法令に基づく国のさまざまな制度や事業手法について、先進自治体の事例等を調査・研究し、本市のまちづくり施策や事業等への活用・導入を検討します。

- 上位関連計画に示されている指標による施策の進捗管理

計画に掲げる施策・事業等については、東かがわ市総合戦略など関連計画に位置づけられているまちづくりに関連する指標を用いながら、進捗・達成状況等を適宜把握します。

- 計画の評価と見直し

計画は、おおむね 20 年後の都市の将来像を示す計画に位置づけられていますが、社会構造や経済状況の変化、「東かがわ市基本構想」など上位計画等の見直し、施策・事業等の進捗状況に柔軟に対応するため、PDCAサイクルに基づく適切な施策・事業の管理を行います。





東かがわ市 都市整備課 都市住宅グループ  
〒769-2792 香川県東かがわ市湊 1847 番地 1  
電話：0879-26-1304 F A X： 0879-26-1344  
E-mail：hk-toshiseibi@city.higashikagawa.kagawa.jp